

災害時相互応援協定書

安中市（以下「甲」という。）及びふじみ野市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時における相互応援について、法第8条第2項第12号の規定に基づき、次のように協定を締結する。

（相互に行う応援）

第1条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該区域において災害が発生した市（以下「被災市」という。）が行う災害応急対策に対し、もう一方の市が応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長の判断に基づき過剰な負担であると認められない範囲において実施するものとする。

（応援の内容）

第2条 前条の規定により行う応援は、次に掲げるものとする。

（1）次に掲げる事項を行うために必要な物資、機材及び車両の譲与又は貸付け

ア 被災者の救難、救護その他の保護

イ 医療

ウ 防疫

エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置

オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧

（2）食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬及び譲与

（3）その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

（4）職員を被災市において、前3号に規定する応援に従事させること。

（応援の要求の手続）

第3条 被災市は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により連絡することによるものとする。

3 第1項の規定による応援を受けようとするときは、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにするものとする。

（1）災害による被害の状況

（2）譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

（3）前条第4号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

（4）応援を受けたい期間

（5）応援の実施に係る場所及び当該場所までの経路

（6）その他応援を受けるに当たり必要な事項

4 前2項の規定によるもののほか、被災市が応援を求める際は、甲及び乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第4条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは、直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきであると認めるときは、必要と認められた範囲において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、被災市が負担することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

4 応援に要する経費について前3項の規定により難しいときは、その都度甲及び乙が協議して定める。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員が、その職務上負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合若しくは当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか、応援市の負担により行うものとする。

2 応援従事職員が、その職務上第三者に損害を与えた場合は、被災市が賠償の責務を負うものとする。ただし、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときは、この限りでない。

3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において、第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は、当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4 第2項ただし書の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において、第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は、当該損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(補則)

第9条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月23日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号
安中市
安中市長

乙 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号
ふじみ野市
ふじみ野市長